

改定率の改定の経緯について

平成16年改正前の法の定めた基礎年金の額(満額)		804,200									
平成16年改正後の法の定めた基礎年金の額(満額)		780,900									
年度		27	28	29	30 改正	1	2	3 改正	4	5	
前年度の(国民年金法としての)改定率	特例水準	0.961									
	本来水準	0.985	0.999	0.999	0.998	0.998	0.999	1.001	1	0.996	
物価変動率 (1) ※1		1.027	1.008	0.999	1.005	1.01	1.005	1	0.998	1.025	※6
名目手取り賃金変動率 (2) ※2		1.023	0.998	0.989	0.996	1.006	1.003	0.999	0.996	1.028	
適用基準 (1)or(2) ※3		1.023	1	0.999	1	1.006	1.003	0.999	0.996	1.025	
物価スライド特例措置による特例水準の段階的解消に伴う最終年度の調整率		0.995									
公的年金被保険者数の変動率=A		0.994	0.996	0.998	1	1.001	1.002	1.002	1.001	1	
平均余命の伸び率(定率)=B		0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	
マクロ経済スライドによるスライド調整率=C=A×B		0.991	0.993	0.995	0.997	0.998	0.999	0.998	0.998	0.997	
マクロ経済スライドによる特別調整率(キャリアオーバー) ※4				1	0.997	1	1	0.999	0.998	1	赤字はマクロ経済スライドが発動された際の調整率 青字はマクロ経済スライドが発動されずキャリアオーバーとなった調整率 下線の場合はマクロ経済スライドが発動されずキャリアオーバーとなった調整率(これを特別調整率と言います)。従って、令和4年度末時点での未調整となった調整率の累計は▲0.1%(令和3年度分)+▲0.2%(令和4年度分)=▲0.3%(0.997)となりました。 二重線の場合(つまり、1)はマクロ経済スライドが発動された場合を指し、調整率が次年度以後に繰り越されなかったことを意味します。なお、令和1年度は前年度の調整率(特別調整率となった0.997)と当年度の調整率0.998が合わせて調整されて、繰り越された前年度分とともに解消されました。そして、令和2年度は当年度の調整率0.999が調整されて解消しました。さらに、令和5年度は令和3年度の特別調整率0.999と令和4年度の特別調整率0.998に加えて、当年度の調整率0.997も合わせて調整されて、繰り越された分も含めて解消されました。
算出率 ※5 物価変動率×スライド調整率×前年度の特別調整率					0.993	1.001	1.002	0.998	0.993	1.023	
年金額の改定率(前年度の改定率は未反映)	特例水準	1.009									
	本来水準	1.014	1	0.999	1	1.001	1.002	0.999	0.996	1.019	
当該年度の(国民年金法としての)改定率(前年度の改定率を反映)	特例水準	0.97									
	本来水準	0.999	0.999	0.998	0.998	0.999	1.001	1	0.996	1.015	
当該年度の基礎年金の額(満額)	特例水準	780,100									
	本来水準	780,100	780,100	779,300	779,300	780,100	781,700	780,900	777,800	792,600	

※1	国民年金法において物価変動率について述べている条文は、名目手取り賃金変動率について述べている第27条の2第2項の中で、名目手取り賃金変動率を算出するための指数のひとつである物価変動率について述べている第27条の2第2項第1号となります。
※2	国民年金法において名目手取り賃金変動率について述べている条文は、第27条の2第2項となります。
①	物価>賃金 ≧1 の場合は名目手取り賃金変動率 ≧となっているケースとしては、平成19年度の名目手取り賃金変動率=1があります。
②	物価>1>賃金 の場合は1
③	1 ≧物価>賃金 の場合は物価変動率 ≧となっているケースとしては、平成20年度、平成25年度及び令和3年度の物価変動率=1があります。
※3	ただし、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合のみの適用基準です。さらに、これら①から③までの基準は令和2年度までのものです。 令和3年度からの「年金額の改定ルール」の施行により、支え手である現役世代(保険料を負担している世代)の負担能力に応じた給付とする観点から、物価変動率>名目手取り賃金変動率の場合でも、賃金変動に合わせて改定する考え方が徹底されたことにより、①の場合は言うまでもなく、②及び③の場合でも名目手取り賃金変動率が適用されることとなります。令和3年度が正にその通りになりました。改正前までであれば、上記③に当てはまり物価変動率での改定でしたが、改正後は、同法第27条の4第2項により、1>賃金の場合であるので、新規裁定では名目手取り賃金変動率、さらに同法第27条の5第2項第2号により、物価>賃金かつ1>賃金の場合であるので、既裁定でも名目手取り賃金変動率をもって改定されることになっています。
※4	特別調整率(キャリアオーバー)は平成30年度からの施行です。
※5	算出率とはマクロ経済スライドによる特別調整率を算出するための指標で、国民年金法第27条の4第1項及び同法第27条の5第1項に規定されています。名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率×前年度の特別調整率=算出率ですが、さらに、この算出率を使って、当年度の特別調整率を求めることとなります。その計算式は、<(名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率)/(名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率×前年度の特別調整率)=当年度の特別調整率(ただし、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)<1の場合は、当年度の特別調整率=(スライド)調整率となります)>となります。なお、この計算式をよく見ると、最終的に、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)×(スライド)調整率が分子と分母にあることから消えて、つまり1になって、残るのは1/前年度の特別調整率となります。そして、毎年度、特別調整率を改定するということから、前年度の特別調整率×(1/前年度の特別調整率)=1となって、改定後、つまり当年度の特別調整率は1となります。1になるというのは、要するに、(スライド)調整率の次年度以後への繰り越しがなかったことを意味します。令和1年度、令和2年度及び令和5年度が該当します。ただし、上記しましたように、名目手取り賃金変動率(or物価変動率)<1の場合で、当年度の特別調整率=(スライド)調整率となる場合には、(スライド)調整率が次年度以後に繰り越されたことを意味するわけです。平成30年度、令和3年度及び令和4年度が該当します。
※6	令和5年度は、名目手取り賃金変動率>物価変動率となった近年にない状況となりました。この場合には、「原則的な改定」に従い、「新規裁定者(68歳に達する年度前のある受給権者)」の場合には、改定率=前年度の改定率×「名目手取り賃金変動率」で、「既裁定者(68歳に達する年度以後にある受給権者)」の場合には、改定率=前年度の改定率×「物価変動率」で、受給権者の年齢に応じて個別に改定率の改定を行うこととなりました。従って、令和5年度の「適用基準」を求める欄には、「名目手取り賃金変動率」「物価変動率」いずれかが当てはまることとなります。当該欄に設けましたプルダウンをクリックしていただくと、1.028(「名目手取り賃金変動率」の場合)or1.025(「物価変動率」の場合)が表示されますので、皆様の年齢に応じてご選択いただければ結構です。